

那福障第240号
令和5年10月2日

那覇市指定障害福祉サービス事業者 各位
那覇市指定障害児通所支援事業者 各位

那覇市福祉部障がい福祉課長
(公 印 省 略)

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の告示改正に伴う手続きについて(通知)

平素は、本市の障害福祉行政の円滑な推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。

令和5年6月30日付け事務連絡にて、別添のとおり、こども家庭庁支援局障害児支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から別添のとおりサービス管理責任者等に関する告示の改正について通知があります。

つきましては、その改正内容等に関係する当課への行政手続きについて、別紙のとおりとしますので、確認の上、適切に対応するようお願いいたします。

那覇市福祉部
障がい福祉課事業所指定G
TEL:098-862-3275

別紙

1. 実践研修の受講に係る実務経験(OJT)について

(1) 改正内容

実践研修の受講にあたり必要な実務経験(OJT)は、「サービス管理責任者等基礎研修基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」(以下「基礎研修」という。)終了後「2年以上」の期間としているが、以下の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間で実践研修の受講を可能とする。

※OJTとは、On the Job Trainingの略語。新人や業務未経験者に必要なスキルや知識を、上司や先輩などのトレーナーが実務を通じて指導していく教育方法とされている。

【要件】

- ① 基礎研修受講時に、既にサービス管理責任者および児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)の配置に係る実務経験要件(相談支援業務または直接支援業務3~8年)を満たしていること。
- ② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事すること。
 - ア サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務を行う。
 - イ やむを得ない事由により、サービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。
- ③ 上記業務について従事することについて、指定権者に届出を行うこと。

(2) 手続き

実践研修受講に当たり、上記の適用を受けたい事業所については以下の手続きを行うこと。

- ① サービス管理責任者等が配置されている事業所においては、個別支援計画作成業務に従事する対象者について、別紙様式「(様式第2号)変更届出書」に記載の上、別紙様式「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修申込みに係る誓約書」、その他提出書類を添付し、市障がい福祉課へ届け出ること。

【提出書類】

- ア (様式第2号)「変更届出書」
- イ 別紙様式「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修申込みに係る誓約書」
- ウ (参考様式4)経歴書
- エ (参考様式5)実務経験証明書の写し
- オ 資格証明書の写し
- カ 基礎研修修了書の写し

- ② 経過措置により、令和元年度から令和3年度の基礎研修終了者がサービス管理責任者等とみなして配置が認められている事業所においては、別紙様式「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修申込みに係る誓約書」に、その他提出書類を添付し、市障がい福祉課へ届け出ること。

【提出書類】

- ア 別紙様式「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修申込みに係る誓約書」
- イ (参考様式4) 経歴書
- ウ (参考様式5) 実務経験証明書の写し
- エ (参考様式5-別紙) 実務経験証明書(個別支援計画作成の一連の業務用)の写し
- オ 資格証明書の写し
- カ 基礎研修修了書の写し

- ③ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠如したことから、実務経験を満たす者をサービス管理責任者等とみなして配置したい事業所については、市障がい福祉課へ申立書を提出し、当課からの承認を得た後に、当該実務経験を満たす者をサービス管理責任者等として届出を行うこと。すでに、当課の承認を得てサービス管理責任者等を配置している事業所において、上記(1)②イの適用を受けたい場合にも当該申立書を提出すること。

【提出書類】

- ア サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者欠如に係る申立に対する回答の写し
- イ サービス管理責任者等として業務を行う旨の届出「(様式第2号)変更届出書」

2.サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者がやむを得ない事由により欠如した場合

の措置について

(1) 改正内容

やむを得ない事由(※)により、サービス管理責任者等が欠いた事業所について、実務経験(3~8年)を有する者が一定の要件を充足した場合に、実践研修を終了するまでの間(最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間)、サービス管理責任者等とみなして配置することを可能とする。

(※)やむを得ない事由は、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合でかつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】

- ① やむを得ない事由として市へ申立し承認されている。
- ② 実務経験(相談支援業務又は直接支援業務3~8年)を満たしていること。
- ③ サービス管理責任者等が欠如した時点で、基礎研修を終了済みであること。
- ④ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として当該事業所に配置されていること。

(2) 手続き

サービス管理責任者等がやむを得ない事由により欠如したことから、実務経験を満たす者をサービス管理責任者等とみなして配置する措置を受けたい事業所については、以下の手続きを行うこと。

- ① 「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者がかけた状況にかかる申立」を市障がい福祉課へ提出する。
- ② 当課から承認を得た後、当該実務経験を満たす者をサービス管理責任者等としてみなし配置する旨の変更届出を提出する。
- ③ すでに、当課の承認を得てサービス管理責任者等を配置する届出を行っている事業所において、上記の適用を受けたい場合には当該申立を申請する。

【提出書類】

- ア サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者欠如に係る申立に対する回答の写し
- イ (参考様式5)実務経験証明書の写し
- ウ 基礎研修修了書の写し
- エ (申立承認後)サービス管理責任者等として業務を行う旨の「(様式第2号)変更届出書」